日本航空 OB 乗員 有志の会ニュース

2016.10.10
No.16-019

HP：http://jalfltcrewob.web.fc2.com/
Mail：jalfltcrewob@gmail.com

安全で明るい JAL

日本航空の不当労働行為　確定

「破綻で各方面にご迷惑をかけた」といっても
少なくとも「整理解雇」にはその過程に違法があった

会社は「整理解雇者を職場復帰させない理由を次のように言っています。

「破綻で色々ご迷惑をかけた方々、債権者、広く株主の方々、希望退職をされた方々、整理解雇された方々もそうだ。そういう中で一部分だけ取り出して解決して行くという事については難しい」

しかし、労働者も会社更生手続開始後はもちろん、開始以前からも、かなりの損失・不利益を分担しています(運航乗務員で言うと、２０１０年度の賃金水準は以前に比べて 75%、更には新人事賃金制度の導入により、約 60%になるなど)

さらに、日本航空が希望退職者に復帰の意向を聞いた事実は無いし、主要な債権者である大手銀行は会社更生の中で再融資に応じ、利益を得ています。

労働者・組合は、経営破綻の原因となった「放漫経営」の問題や提言を広く一般にも発表してきました。

債権者や株主はいずれもその立場による影響力を使って株主総会などで日本航空の放漫経営を防止 することができたはずです。

その正しい指摘をしてきた労働者・組合の主要な活動家を含む１６５名を会社は解雇したものです。しかもその過程で違法行為を行ってまで・・・。

「迷惑をかけた」の裏で、濡れ手に泡の倍返し

因みに、不当労働行為である 「嘘による恫喝＝争議権を確立したら3,500 億円を出資しない」と言われた 3,500 億円は未公開株購入として増資されました。そして、その後の「過去最高の営業利益の連続」により、2012 年 9 月に破綻から 2 年 8 ヶ月という異例の早さで再上場した際に約 7,000 億円となり「倍返し」されました。

ところで、稲盛和夫名誉会長が創業した京セラや再上場の主幹事を務める大和証券グループ本社 が、2011 年 3 月に 50 億円ずつ未公開株を購入していました。この結果、それぞれの企業が 50 億円近い利益を得ています。なお、この購入時期については「過去最高の営業利益」が十分に見通せた時期であり、その購入に対し関係者からは疑念の声が出ていました。

更に言うと、未公開株は、日航役員のうち 20 人が 1 人 20 万円分を購入しています。

いったいどういう顔をして「破綻で各方面にご迷惑をかけたので・・」と言えるのでしょうか？

事業の縮小だけでなく、実は事業拡大も予定していたのに
更生計画を上回る数の乗員を何故やめさせたのか

当時の更生計画は、機種の削減や不採算路線の廃止などを掲げる一方で、羽田空港の発着枠拡大や LCC 設立といった収益性 の見込める分野、路線に関しては事業拡大の方針を打ち出していました。

会社は解雇当時からカンタスと LCC 設立（ジェットスター・ジャパン）の協議を進めていましたが、組合には「計画はない」と虚偽説明していました。

当然、再建後にはすぐに乗員数が必要になるのは分かっていたはずなのに、更生計画の目標削減数を超えてまで乗員をやめさせたのは何故でしょうか・・・。

限界を超えて働かせ、
差別のある職場を作ることが目的だったのか
しかし、その矛盾が深刻に

現在、乗員の賃金はある程度の回復はしていますが、有給休暇であっても休めば賃金が減る、病気になったら更に大幅に減るという状況は変わりません。この部分は役職機長と一般乗員との大きな格差(差別)として会社は残しています。

また、超高稼働で乗員が悲鳴を上げているところへ、更に年間の乗務時間制限を９００時間から９６０時間に増やすという提案を行って追い打ちをかけています。

働く人を限界、いや限界を超えて働かせ、休むと賃金が減る、社内で昇進しないと賃金が増えないという状況とも言えます。

直接不当労働行為を行った当時の管財人は弁護士です。「嘘で恫喝する」ことが違法であることを知らなかったはずはありません。そこまでして組合の主要な活動家を多数含む乗員を「整理解雇」した目的がここにあったのかと考えることもできます。

しかし、止まらない乗員の流失、人員不足で健全な航空運送事業には赤信号、健康問題や更には安全問題も多く出てきています。

一連の日本航空労務政策の矛盾が深刻になってきています。

解雇過程に違法があったと断罪された
不当な整理解雇問題を早急に解決することから、
真に JAL の職場の再建が始まるのではないでしょうか。

皆さん
2016年度も
カンパ支援・取り組み参加
宜しくお願い致します
今後の日程

＊宣伝行動・各地集会：私たちはあきらめない!!!
原告団HP日程参照

＊東京地裁：10月26日(水)
マタハラ裁判　第七回口頭弁論
527号法廷　11:00～
報告集会予定あり
「JAL CA マタニティハラスメント是正裁判
未来の飛んでる（みらとん）ママを支える会」
会則　・9月2日要請書　・お願い・署名用紙

＊山口 宏弥氏 著書紹介：「安全な翼を求めて」

・詳細は、枠内をクリックして御覧下さい。